

令和 8 年 6 月 19 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）へ委託する際の手続き等について

令和 5 年 4 月より市区町村・一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は、プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物の再商品化を協会に委託することができるようになりました。

本資料は、協会に分別収集物の再商品化を委託する際の主な注意事項について取りまとめたものです。

【用語の定義と区分】

市町村等は、プラスチック容器包装廃棄物（容リプラ）と併せて容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別収集することができます。

また、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第 11 条第 2 項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるものに限る。）（産廃プラ）を併せて分別収集することができます。

それぞれの定義及び分別収集物のイメージを、以下に示します。

容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装リサイクル法施行規則第 4 条第 5 号及び別表第 1 の 7 の項に規定する主務大臣が定める商品を決める件（平成 19 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 3 号）第 1 項各号に掲げる物品であって、同告示第 2 項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第 11 条第 2 項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ
<p>なお、プラスチック使用製品廃棄物とは、プラスチック資源循環促進法第 2 条第 3 項に規定する、使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物になったものをいう。</p> <p>また、分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別収集することにより得られるものをいう。分別収集物の基準は、市町村が指定法人（協会）にその再商品化を委託する場合（プラスチック資源循環促進法第 32 条及び第 36 条関係）、環境省令第 1 条で定める基準に適合するものに限る。</p>	

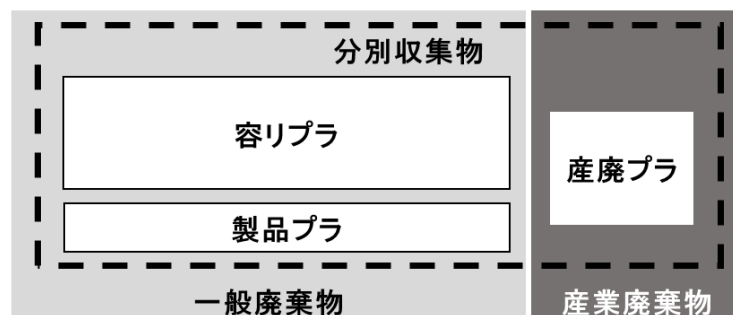


図-1 プラスチック使用製品廃棄物の全体像

(1) 「令和9年度市町村からの引き渡し量に関する調査」への回答

令和9年度に分別収集物を協会に引き渡すことを予定している市町村等は、令和8年6月19日に協会が送付する「令和9年度市町村等からの引き渡し量に関する調査」に同封された所定の用紙（令和9年度分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量に関する調査票）に必要事項をご記入のうえご返送ください（回答期限は7月17日）。事前にどのくらいの市町村等からどの程度の申込量があるかを把握するために必要です。本調査については、協会に引き渡す予定量でご回答ください。

(2) 「令和9年度『分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し』に係る申込み」への回答

令和9年度に分別収集物を正式に協会に引き渡すことを申込み市町村等は、令和8年10月下旬に送付の「令和9年度『分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し』に係る申込み」に同封された所定の用紙に必要事項をご記入のうえお申込みください（回答期限は11月下旬）。その申込数量に基づき再商品化事業者が入札を行い、落札事業者が決定後に令和9年度の契約を締結いたします。  
 ※申込みに当たっては品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）が必要になりますので、（4）をご確認ください。

(3) 分別収集と協会への引き渡しについて

- ①市町村等は環境省が定めた「分別収集物の基準」や「分別収集の手引き」等を参照し、「分別の基準」を策定し、住民へ普及啓発を行い、分別収集物を中間処理（選別・梱包・保管）し、「令和9年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料15）を基準として協会への引き渡しを行うようご準備をお願いします。
- ②協会への引き渡しに向けたスケジュールモデルを、下図に示します。住民への普及啓発や実証試験の準備期間等、引き渡し開始後にトラブルが発生しないよう十分な準備期間を確保するために、2年程度かかる見込みとしています。申込準備を行う際の参考としてください。

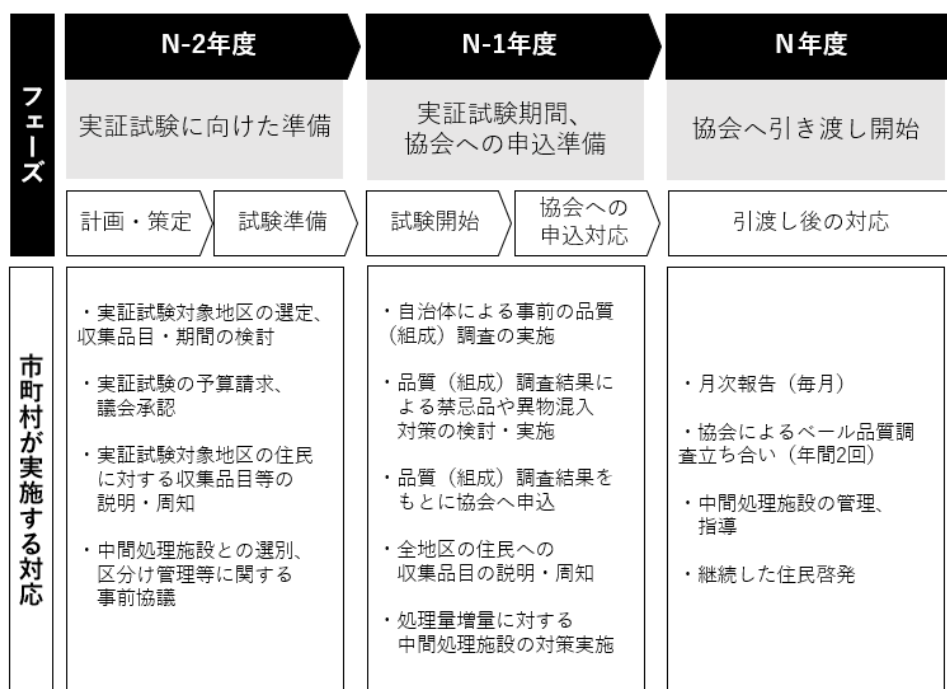


図-2 協会へ申込みまでのスケジュールモデル

③リチウムイオン電池を含む電子機器等、発火危険物の混入により再生処理事業者の保管施設や再生処理施設等で火災事故が発生するトラブルが例年多発しております。市町村等の責任において、リチウムイオン電池を含む電池類、ライター等の発火するおそれがある危険物をベールに混入させないよう、普及啓発や選別等を実施してください。該当市町村等へ改善を繰り返し要請したにもかかわらず、改善がなされない場合は、引き取りを中止させていただく、又は次年度の引き取りをお断りさせていただく等の措置を講ずる場合があります。

#### (4) 市町村等による品質調査の実施

- ①前記(2)の申込みを行う前に、引き渡し予定の保管施設ごとに容リプラ、製品プラのそれぞれの割合や、自らのベールの品質等を明確にするため、市町村等の判断において品質調査を実施していただきます。品質調査は「令和9年度申込時における品質調査(組成調査)の実施について」(資料16)を参考に実施してください。
- ②容リプラ、製品プラ、産廃プラを一括してベールにして協会へ引き渡す場合においても、特定事業者と市町村等の再商品化費用の負担割合を明確にするため、品質調査が必須となります。容リプラ、製品プラは品質調査で比率を算出することにより重量を把握する一方、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量(重量測定に基づく)で把握していただきます。産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な点があった場合は環境省(※)にご相談ください。
- ③前記(2)の申込時に事前に実施した品質調査に基づき、容リプラ、製品プラ、異物の秤量値から算出された容リプラと製品プラの組成比率をもとに申込数量を記載していただき、実施した品質調査結果の記録書を添付していただきます。容リプラと製品プラの比率の算出方法は資料16をご参照ください。
- ④令和8年度以前に分別収集物を申込んだ市町村等においては、令和9年度の申込みに向けて品質調査を実施する必要はありません。ただし、期初又は期中で収集方法・内容等の変更、収集エリアの変更、構成市町村の変更等により組成比率が大幅に変更する可能性がある場合は、変更等を行った年度を契約初年度として、自ら品質調査を実施していただく場合がありますので、その際は必ず申込開始までに協会にご相談ください。

#### (5) 品質調査比率の改定

- ①製品プラを初めて申込み・契約した契約初年度に限り、契約締結時は申込みいただいた時点での容リプラと製品プラの比率で契約を締結いたします。ただし、初年度4月から9月までの期間を目安に協会でも容リプラ、製品プラの比率を確認するために品質調査を実施し、その結果、契約締結時の比率が変動し改定する必要性が生じた場合には期中で比率を改定、下期(10月～翌年3月)より適用し、「変更契約書」を改めて締結いたします(改定の必要性が生じない場合は、申込時の契約が継続されます)。
- ②なお、契約初年度の下期に適用された比率は、市町村が次年度も申込みを継続する場合、次年度申込時の比率として適用され、その比率で1年間契約することになります。  
例) 令和9年度契約締結⇒契約初年度は申込時点の比率を適用(上期の品質調査結果で比率が変動して改訂する必要がある場合は下期から変更)、令和10年度も契約締結⇒契約2年目となり、初年度に実施した品質調査の結果による比率が2年目に適用。令和11年度は申込みが令和10年10月のため、令和9年度下期の比率と令和10年度上期の比率の平均値が適用。

## (6) 製品プラ等の入札における上限価格の設定

- ①再商品化を実施する再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定します。市町村等は入札における製品プラ等の上限価格を保管施設ごとに設定することが可能となります。なお、製品プラと産廃プラの入札価格は同一とします。
- ②一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合は、指名競争入札を行います。指名競争入札を行う場合の選択肢として、次に示す事項をあらかじめ市町村等に選択していただくこととなります。落札選定や上限価格の設定に関しては「分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について」（資料 17）をご参照ください。
  - ア) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
  - イ) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
  - ウ) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する。

## (7) 市町村等が負担する再商品化コストについて

- ①協会にお申込みいただく場合、市町村等が負担する費用は以下のとおりです。
  - ア) 製品プラ等の再商品化に係る費用
  - イ) 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用  
(市町村負担分を申込まない場合は発生しません。)注) 容器包装リサイクル法における特定事業者負担分と市町村負担分について  
小規模事業者が排出する容器や包装については再商品化義務者ではなく、市町村が処理責任を負います。この部分を協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1 からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます（現行、特定事業者責任比率が 99%、市町村負担比率は 1 %）。
- ②製品プラ等の再商品化に係る費用は、以下の計算式で算出されます。  
市町村委託単価（再商品化事業者の落札単価＋協会経費（※1）単価）×引取実績量（※2）  
（※1）協会経費の考え方は資料 19 をご参照ください。  
（※2）引取実績量（製品プラ等）のうち、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量、製品プラは（引き渡し総量－産廃プラ）×製品プラ組成比率により計算された量となります。
- ③容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用は、以下の計算式で算出されます。  
分別基準適合物（容リプラ）で定めた再商品化実施委託単価×（引き渡し総量－産廃プラ）  
×容リプラ組成比率×市町村負担比率
- ④ ②の製品プラ等の再商品化に係る費用について、初年度は、協会が実施する品質調査により製品プラ比率の変動があった場合、下期において負担額が変動（増減）します（契約初年度の上期に引き渡しがあった場合）。また、年間の引き渡し総量の変動や期中における再商品化事業者の変更による負担額の変動（増減）等がありますので、予算確保に当たってはご注意ください。

(8) 契約と支払条件について

- ①製品プラ等に関して、申込時に算出いただいた申込量に基づき協会と市町村等との間で「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」を締結いたします。  
（容器包装リサイクル法に基づく容リプラに関しては、これまで通り、分別基準適合物の特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」と市町村負担分に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。）
- ②以下の場合、「変更契約書」を改めて締結いたします。
- ア) 契約期中で品質調査により容リプラと製品プラの比率の改定が生じた場合
- イ) やむを得ない事情で契約期中に再商品化事業者（運搬事業者含む）が変更となり、契約締結時の落札単価に変動が生じ、協会と市町村等で対応について協議した結果、変更合意した場合
- ③市町村等への請求時期は、従来の容器包装リサイクル法に基づく容リプラの市町村負担分と同じ四半期ごとです。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。  
例) 4～6月引き取り分 → 7月請求 → 30日以内に振り込み
- ④契約初年度の第1四半期、第2四半期は契約締結時の組成比率に応じて請求を行いますが、協会の品質調査により組成比率の改定が生じた場合には、第3四半期、第4四半期は変更後の組成比率に基づき請求を行います。前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。
- ⑤当面は四半期ごとに請求を行いますが、今後製品プラ等の引取量が大きく増え、協会の資金繰りに影響が出るような場合には、四半期請求を見直す場合があります。その際は、あらかじめ書面にてお知らせしますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

(9) 申込みや契約の撤回について

市町村が申込みの撤回や、申込みをしたにもかかわらず自ら処分したり、第三者へ引き渡した場合、又は契約を撤回した場合には、次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることがあります。

(10) 産廃プラの再商品化を委託する場合の注意事項

再生処理事業者に引き渡すべールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを発行し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。  
詳細については「産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項」（資料18）をご確認ください。

(※) 【環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室】

TEL:03-5501-3153

(11) 合理化拠出金への影響

合理化拠出金の対象となるものは、これまでと変わらず、容リプラの特定事業者負担分のみとなります。

(12) 環境省のプラスチック資源循環促進法関連資料について（ご参考）

各種資料が特設サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/>）に掲載されております。併せてご確認ください。

① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について

（令和4年4月1日付環循総発第2204016号環境省環境再生・資源循環局長通知）

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf>

② プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki\\_bunbetsusyusyu.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf)

③ 再商品化計画の認定申請の手引き

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki\\_saishohinka\\_ninteishinsei\\_1.1\\_.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.1_.pdf)

以上

今後のスケジュール

令和8年度

	今後の主なスケジュール	製品プラ等特記事項
6月	下旬 令和9年度市町村等からの引き渡し量に関する調査の実施	※11月までに品質調査を実施し、その結果概要を申込締切までに協会へ提出する ※産廃プラを申込む場合は、原則、市町村等が排出事業者から引き取った量とする ※市町村が負担するコストは3つ ①容り法に基づく小規模事業者分（再商品化実施委託単価） ②製品プラ・産廃プラの処理コスト ③製品プラ・産廃プラの処理に係る協会経費 ※①③は10月下旬に通知予定。  ※製品プラ等の上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法を選択。  ※入札期間、落札事業者の通知は変更の可能性あり。
7月	下旬 令和9年度市町村等からの引き渡し量に関する調査の締切	
8月		
9月	下旬 市町村説明会の開催案内送付	
10月	下旬 令和9年度『分別基準適合物(容器包装リサイクル法)及び分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し』に係る申込書類を発送  市町村説明会	
11月	下旬 市町村等からの申込締切（品質調査結果の提出）	
12月	月上旬 市町村等からの申込みに対して承諾書を発行  中旬 再商品化事業者向け入札説明会	
1月	入札期間・落札選定期間(上限価格を踏まえ落札選定)	
2月	中～下旬 市町村等へ落札事業者の通知	
3月	中旬 引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送  下旬 市町村等へ契約書の送付	

令和9年度

4月	4月中 契約締結(4月から引き渡し・再商品化の実施)	※2年度目は初年度に協会が実施した品質調査結果を適用する。
5月	原則毎月5日に引き渡し実績量報告(産廃プラは原則市町村等が排出事業者から引き取った量)	
7月	5日(6月分の実績報告)の報告で第1四半期の数量が確定  下旬 第1四半期の請求書(容り分・製品プラ等分)を発送	
8月	下旬 第1四半期分の支払期限	
10月	初年度の4～9月に協会で品質調査を実施 第3四半期(10～12月)の支払より協会の調査結果を適用する。  (以下省略)	